

- 第三回会議(11月18日)において、仮置きした条件に基づき、新制度導入による返還金回収予測を試算。
- 政府統計を用いて返還金の回収予測についてシミュレーションを行った。検討課題の各論点ごとに条件を変化させ試算を実施(試算を行ったのは、アクセンチュア株式会社(JASSOより委託))。

試算の前提

- 試算対象
 1. 学校種
高等専門学校、大学、短期大学、専修学校専門課程、大学院
 2. 貸与者数
約15.8万人(平成25年度の新規貸与者数)
 3. 貸与総額(要返還額)
3,553億円(学校種毎に、現行の各貸与額のうち平均貸与額に最も近い金額を使用し貸与総額を算出)

試算の方法

1. 返還モデルの構築
 - ・賃金構造基本統計調査や就業構造基本調査等の政府統計より、返還者の就業状況や年齢の推移に応じた「収入(所得)」と「支出」を推計するモデルを構築(約8万パターン)。
2. 返還条件の設定
 - ・各モデルの「収入(所得)」と「支出」の差が、「返還金額」を上回っている場合に「返還する」として試算。ただし、生活保護の基準を下回らないものと設定(実際の返還における、親からの援助や収支をやりくりして返還する場合を考慮し、上記の差に補正值として、月額2,000円を上乗せ)。

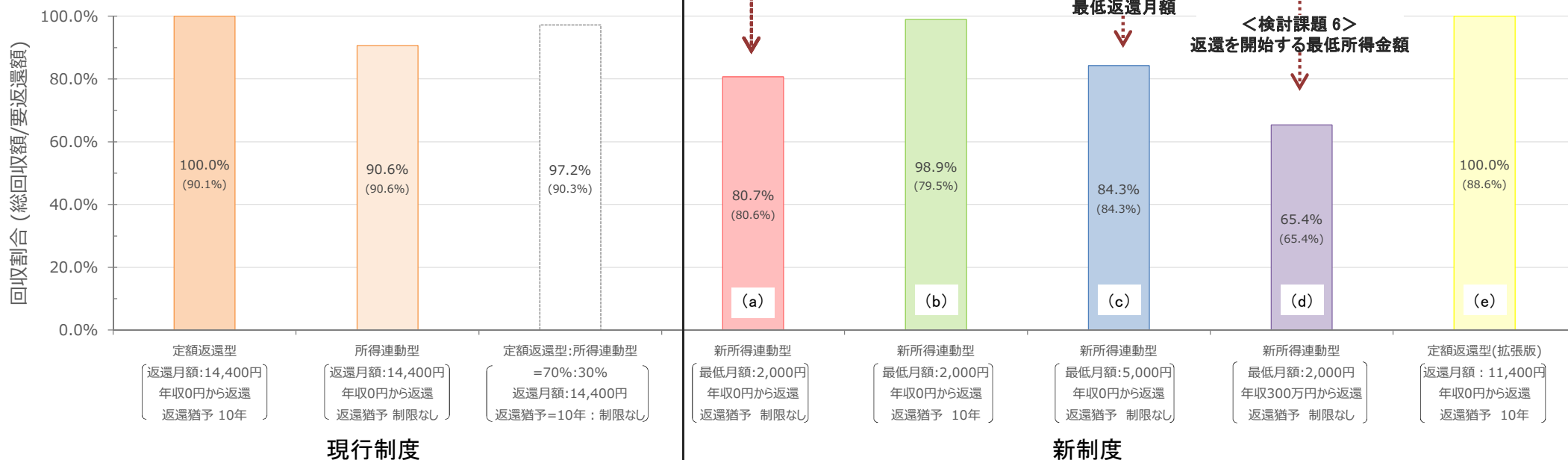
1. 要返還額に対する総回収額(シミュレーションに基づく結果)

○貸与者数を15.8万人とした場合、要返還額3,553億円に対して、貸与を終了した者(本人以外からの回収も含む)から最終的に回収できる額を試算(下一覧の②総回収額、③総回収割合を参照)。

○新所得連動型において、

- <検討課題 6> 「返還を開始する最低所得金額」について、(a) 年収0円から返還、(d) 年収300万円から返還、とした場合を比較。
- <検討課題 7> 「最低返還月額」について、(a) 月額2,000円、(c) 月額5,000円、とした場合を比較。
- <検討課題 8> 「返還猶予の申請可能年数」について、(a) 制限なし、(b) 10年まで、とした場合を比較。

○ グラフ中において、
上段の○○.○%は、総回収割合(本人からの回収と本人以外からの回収の計)、
下段の(○○.○%)は、本人からの回収割合を表す。
※上段は、下表の③総回収割合。



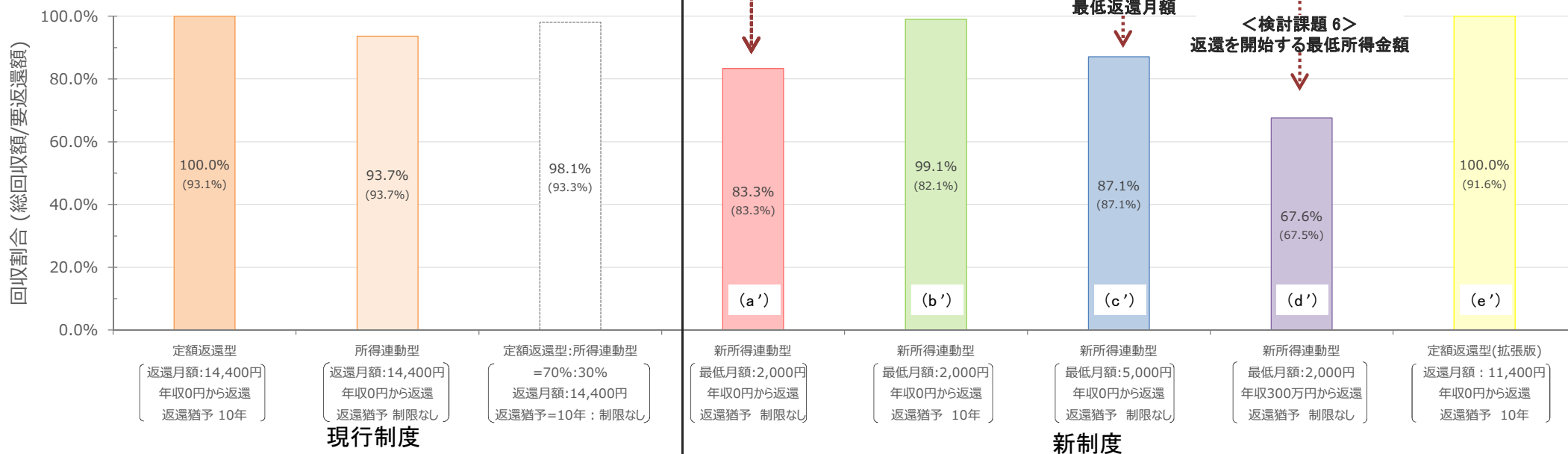
(単位:億円)

① 要返還額	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5
② 総回収額 (試算値)	3,553.5	3,220.7	3,453.7	2,866.0	3,515.9	2,995.3	2,323.4	3,553.5	3,553.5
③ 総回収割合 (②/①)	100.0%	90.6%	97.2%	80.7%	98.9%	84.3%	65.4%	100.0%	100.0%
④ 回収不能額 (①-②)	0.0	332.7	99.8	687.5	37.6	558.2	1,230.0	0.0	0.0
⑤ 総回収額の減	-	△ 332.7	△ 99.8	△ 687.5	△ 37.6	△ 558.2	△ 1,230.0	0.0	0.0
⑥ 現行制度試算額からの減	99.8	△ 232.9	0.0	△ 587.7	62.2	△ 458.3	△ 1,130.2	99.8	99.8

2. 要返還額に対する総回収額(回収実績を踏まえた補正值)

- 前ページの試算結果を回収実績に合わせ、現行の定額返還型における本人からの回収割合が93.1%となるよう計数の補正を行い、現行の所得連動型・新所得連動型・改正定額返還型にも同様の補正を適用。
- 新所得連動型について、前ページと同様に比較(以下の説明は、前ページと同じ)。
 - <検討課題 6> 「返還を開始する最低所得金額」について、(a') 年収0円から返還、(d') 年収300万円から返還、とした場合を比較。
 - <検討課題 7> 「最低返還月額」について、(a') 月額2,000円、(c') 月額5,000円、とした場合を比較。
 - <検討課題 8> 「返還猶予の申請可能年数」について、(a') 制限なし、(b') 10年まで、とした場合を比較。

○ グラフ中において、
 上段の○○.○%は、総回収割合(本人からの回収と本人以外からの回収の計)、
 下段の(○○.○%)は、本人からの回収割合を表す。
 ※上段は、下表の③総回収割合。



(単位: 億円)

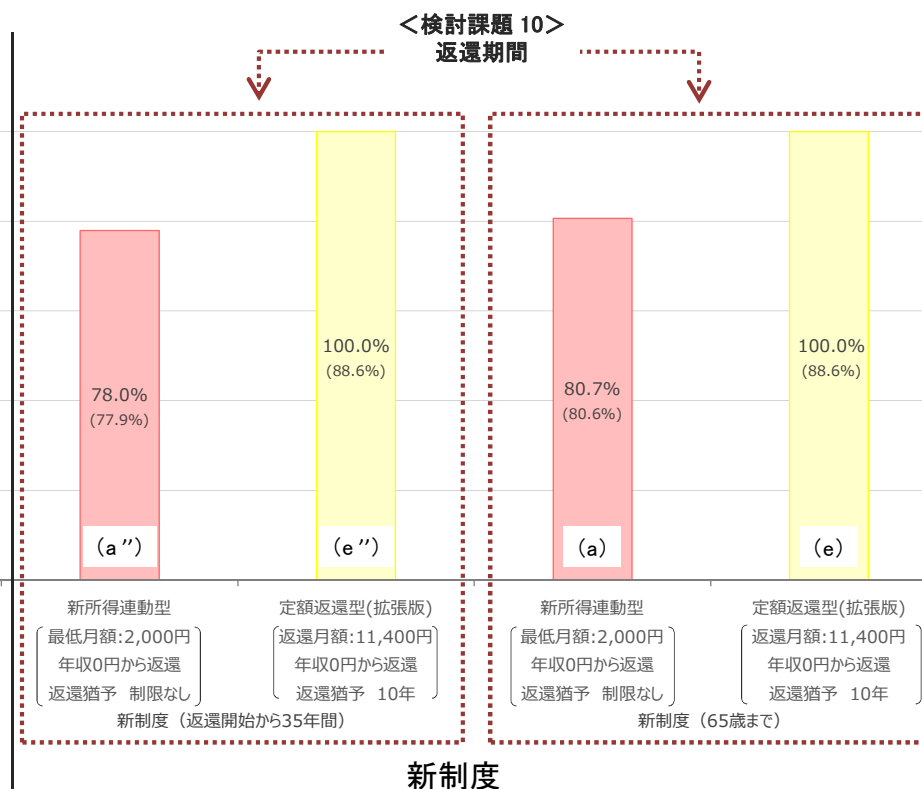
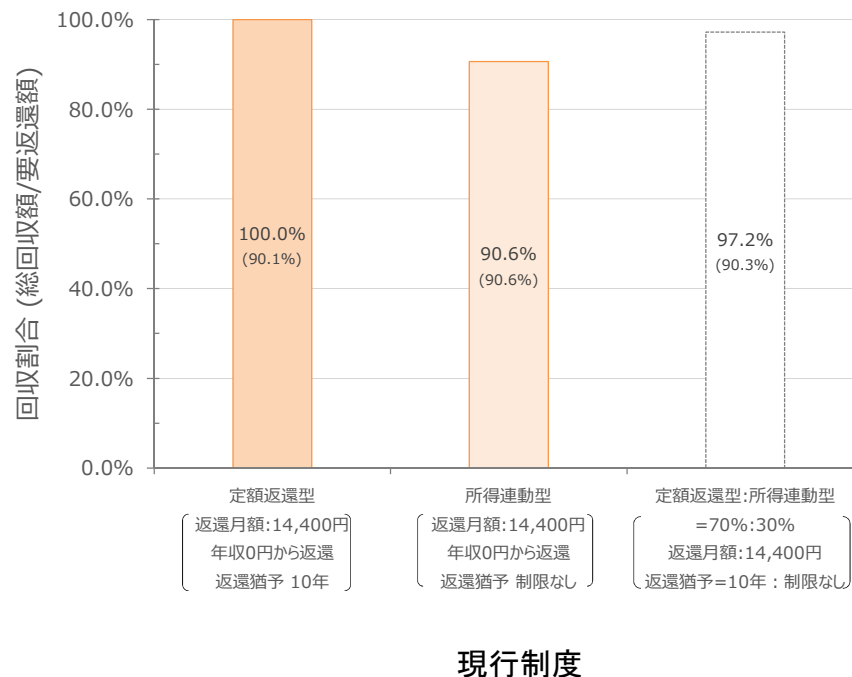
① 要返還額	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5
② 総回収額 (試算値)	3,553.5	3,328.0	3,484.5	2,961.4	3,520.7	3,095.1	2,400.8	3,553.5	3,553.5
③ 総回収割合 (②/①)	100.0%	93.7%	98.1%	83.3%	99.1%	87.1%	67.6%	100.0%	100.0%
④ 回収不能額 (①-②)	0.0	225.4	69.0	592.0	32.7	458.4	1,152.7	0.0	0.0
⑤ 総回収額の減	-	△ 225.4	△ 69.0	△ 592.0	△ 32.7	△ 458.4	△ 1,152.7	0.0	0.0
⑥ 現行制度試算額からの減	69.0	△ 156.5	0.0	△ 523.1	36.2	△ 389.5	△ 1,083.7	69.0	69.0

3. 要返還額に対する総回収額(返還期間による影響)

○ <検討課題10>「返還期間」について、

- ・新所得連動型において、(a'')返還開始から35年間、(a)65歳まで、
- ・定額返還型(拡張版)において、(e'')返還開始から35年間、(e)65歳まで、とした場合を比較。

○ グラフ中において、
 上段の〇〇.〇%は、総回収割合(本人からの回収と本人以外からの回収の計)、
 下段の(〇〇.〇%)は、本人からの回収割合を表す。
 ※上段は、下表の③総回収割合。



	現行制度	現行制度	現行制度	新制度 (返還開始から35年間)	新制度 (返還開始から35年間)	新制度 (65歳まで)	新制度 (65歳まで)
① 要返還額	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5
② 総回収額 (試算値)	3,553.5	3,220.7	3,453.7	2,770.2	3,553.5	2,866.0	3,553.5
③ 総回収割合 (②/①)	100.0%	90.6%	97.2%	78.0%	100.0%	80.7%	100.0%
④ 回収不能額 (①-②)	0.0	332.7	99.8	783.3	0.0	687.5	0.0
⑤ 総回収額の減	-	△ 332.7	△ 99.8	△ 783.3	0.0	△ 687.5	0.0
⑥ 現行制度試算額からの減	99.8	△ 232.9	0.0	△ 683.5	99.8	△ 587.7	99.8

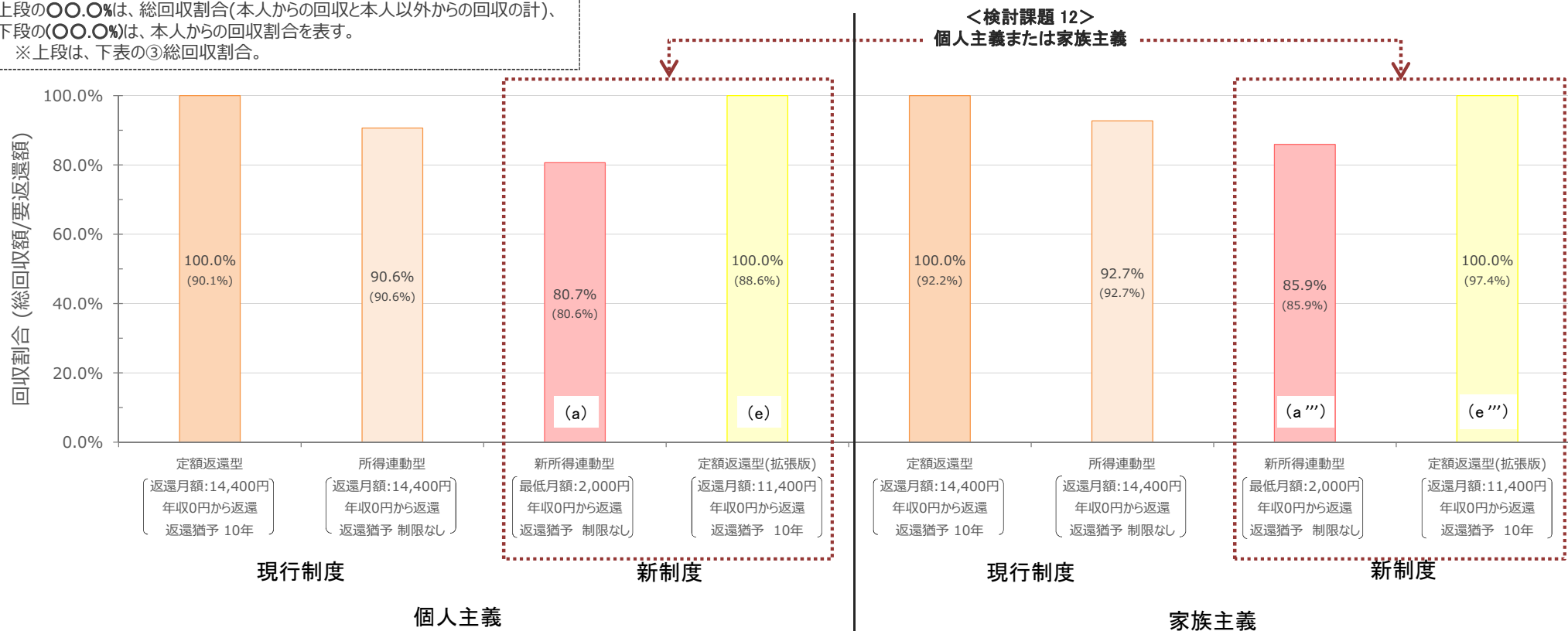
4. 要返還額に対する総回収額(個人主義・家族主義による影響)

○この試算では、返還者本人が返還することを「個人主義」、返還者が家事を主として行う者であり配偶者等の収入・所得から返還する場合を「家族主義」としている。

○<検討課題12>「個人主義、家族主義」について、

- ・新所得連動型において、(a)個人主義、(a''')家族主義、
- ・定額返還型(拡張版)において、(e)個人主義、(e''')家族主義、とした場合を比較

○ グラフ中において、
 上段の〇〇.〇%は、総回収割合(本人からの回収と本人以外からの回収の計)、
 下段の(〇〇.〇%)は、本人からの回収割合を表す。
 ※上段は、下表の③総回収割合。



	個人主義 現行	個人主義 新	個人主義 現行	個人主義 新	家族主義 現行	家族主義 新	家族主義 現行	家族主義 新
① 要返還額	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5
② 総回収額 (試算値)	3,553.5	3,220.7	2,866.0	3,553.5	3,553.5	3,295.5	3,052.4	3,553.5
③ 総回収割合 (②/①)	100.0%	90.6%	80.7%	100.0%	100.0%	92.7%	85.9%	100.0%
④ 回収不能額 (①-②)	0.0	332.7	687.5	0.0	0.0	258.0	501.1	0.0
⑤ 総回収額の減	-	△ 332.7	△ 687.5	0.0	0.0	△ 258.0	△ 501.1	0.0